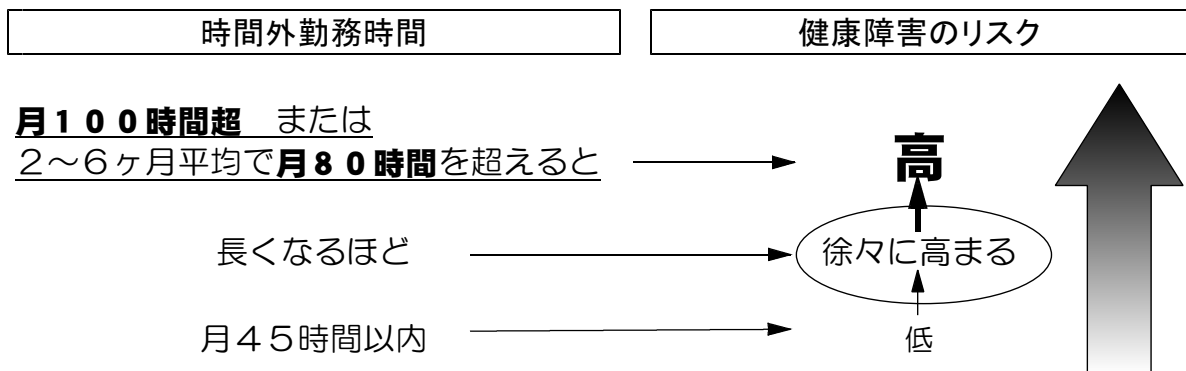


過重労働による健康障害を防ぐために

■ 過重労働による健康障害防止について

近年の医学的知見から、脳、心臓疾患の発症が長時間労働と深い関わりを持つとされ、労働時間が長くなるほど発症のリスクが高まると判断されています。こうしたことから、道教委では「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」を定め、過重労働による健康障害の防止の取組を進めています。

◆ 時間外勤務時間と健康障害リスクとの関連について



- 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- 業務の過重性は、勤務時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ここでいう時間外勤務時間とは、取扱要領において「正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間」としており、持ち帰り業務についても含みます。
- 2~6ヶ月平均で月80時間を超える時間外勤務時間とは、過去2ヶ月間、3ヶ月間、4ヶ月間、5ヶ月間、6ヶ月間のいずれかの月平均の時間外勤務時間が80時間を超えるという意味です。

■ 医師による面接指導を受けましょう

時間外勤務時間が月100時間または2~6ヶ月平均で月80時間を超えたら、医師による面接指導の受けましょう。

☆医師による面接指導の趣旨は…

長時間の勤務により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった職員について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講ずるものです。

■ 業務の従事時間を記録しましょう

正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間を時間記録表に記録しましょう。
業務の従事時間の記録にあたっては、持ち帰り業務についても記録します。

勤務のためにあらかじめ割り振られた時間を超えて校務（職務）のために従事した時間と自宅等に持ち帰って業務に従事した時間を各自「正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間記録表」に記録しましょう。

☆ 記録表は道教委ホームページに表計算ソフトで作成した合計時間を自動的に集計する様式を掲載していますので活用してください。

・様式掲載箇所

URL : <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/fkr/kajyuuroudou.htm>

「道教委トップページ」→「教職員関係」→「福利厚生」→「健康障害防止」

→「過重労働による健康障害防止対策」→「道立学校職員」→「各種様式」

■ 過重労働による健康障害防止対策に係る流れ

1 正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間を記録し時間記録表を作成

・次の場合は校長に「正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間記録表」を提出しましょう。

①時間外勤務時間が45時間を超えた場合

②時間外勤務時間が月100時間または2～6ヶ月平均で月80時間を超えた場合

2 時間記録表を翌月5日までに校長に提出

3 校長は翌月10日までに産業医又は健康管理医等に報告

・校長は、上記1で職員から提出された記録を産業医、健康管理医（以下、産業医等）及び福利課へ報告します。

4 面接指導対象職員からの申出

・対象職員は面接指導を申し出ましょう

① 上記1の②に該当する職員

② 疲労の蓄積が認められる職員又は健康上の不安を有している職員

5 産業医等による面接指導の実施

職員の勤務状況、疲労の蓄積の状況、心身の状況について確認する

6 医師からの意見聴取

産業医等から指導助言事項等を校長へ報告する

7 事後措置の実施

校長は産業医等の指導助言に基づき必要な場合は執務環境の改善に努めるなど健康管理の向上に努める